



島根県報

令和元年5月28日（火）

号外第5号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

【告示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第40号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和元年5月28日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル			
県道	草野横田線	安来市広瀬町東比田468番2地先から同470番地先まで	前	12.52～ 20.30	39.05	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	道路改良工事 拡幅 仮設道設置	
			後	13.48～ 20.30	39.05			
〃	木次横田線	仁多郡奥出雲町郡890番地先から同1051番地1地先まで	前	5.80～ 15.80	232.00		道路改良工事 拡幅	
			後	8.40～ 18.90	232.00			
〃	〃	仁多郡奥出雲町郡1051番地1地先から同635番地2地先まで	前 A	5.70～ 12.10	82.00	雲南県土整備事務所仁多土木事業所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ	
			後	A	5.70～ 22.00			82.00
				B	6.40～ 27.60			104.60
〃	出雲三刀屋線	出雲市上島町和久輪3152番地先から同町和田3752番1地先まで	前	6.70～ 120.00	144.00	出雲県土整備事務所	道路改良工事 拡幅 仮設道設置	
			後	6.70～ 120.00	144.00			
〃	三隅美都線	益田市美都町宇津川ハ85番2地先から同ハ1091番13地先まで	前	16.28～ 37.13	54.80	益田県土整備事務所	道路改良工事 拡幅	
			後	19.73～ 45.51	54.80			

島根県告示第41号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和元年5月28日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	大田井田江津線	江津市浅利町248番1地先から同町245番14地先まで	メートル 174.50	令和元年 5月31日	浜田県土整備事務所	
〃	西郷布施線	隠岐郡隠岐の島町大久高尾3番1地先から同町大久下吉谷8番1地先まで	97.80	令和元年 5月28日	隠岐支庁県土整備局	
〃	〃	隠岐郡隠岐の島町卯敷向釜1177番地先から同町卯敷冠1131番地先まで	345.00	令和元年 5月28日		